

平成28年度第1回 江別市福祉有償運送運営協議会
議 事 概 要

- 1 日時及び場所 平成28年11月2日（水）午後4時00分～5時00分
江別市役所市長公室

- 2 出席者委員 11名（敬称略）
今井博康、石田文子、中山俊彰、山崎廣志、三好安司、
佐藤レイ子、佐保寛志、小中一子、保木本茂雄、鈴木久雄、
真屋淳子
申請法人 2名（敬称略）
野沢誠（社会福祉法人長井学園）
松本拓生（社会福祉法人長井学園）
事務局 4名
本多福祉課長、水口障がい福祉係長、永利主任、小笠原主事

- 3 議 事 概 要
 - (1) 開会
事務局： お待たせいたしました。ただ今から、第1回江別市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。
本日はお忙しいところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。
また、この度は、本協議会委員の就任をご快諾いただきまして、感謝申し上げます。

 - (2) 委嘱状交付
事務局： まず初めに市長から委嘱状を交付させていただきます。市長が皆様の席を回りますので、お受け取り願います。
【委嘱状の交付】
事務局： なお、江別市からは健康福祉部長の真屋が委嘱されております。
続きまして本協議会の開催にあたり、市長からご挨拶を申し上げます。
市長： 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
また、江別市福祉有償運送運営協議会委員としてご協力いただくことにつきまして、重ねて感謝申し上げます。
さて、福祉をとりまく環境は、少子高齢化と共に人口減少に伴い日々変化しております。地域における公共交通機関の撤退、高齢者の免許返納が進み、障がい者や高齢者が安心して地域で暮らすために、移動の手段を確保することが一つの課題とされております。福祉有償運送はそれらの課題に対して大きな役割を果たすことになると考えています。
福祉有償運送とは、障がい者や要介護者などの移動に制約のある方が、バ

スやタクシーなどの公共交通機関のみでは十分な輸送サービスが受けられない場合に、社会福祉法人やNPO法人などが福祉車両等を使って、有償で運送事業を行うものです。これらの法人が、この事業を実施するには、道路運送法に基づき、札幌運輸支局への登録が必要ですが、運転手の資格が整っているか、必要な研修を受けているか、安全管理の体制が十分整備されているかなど、多くの要件を満たしている必要があります。更に、市が主宰する当協議会での合意が条件となっております。皆様には、事業として障がい者や要介護者を移送する以上、安全や安心が確保されていることはもちろん、地域で真に必要とされているかについて、ご協議いただき、当協議会としての意見をまとめていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 改めて、委員の皆様を紹介させていただきます。

【委員11名の紹介と一言挨拶】

事務局： 以上11名の方々が、本協議会委員の皆様です。

事務局： 引き続き、事務局の職員を紹介いたします。

【事務局の紹介】

事務局： どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、配付資料の確認を行います。

【事務局から本日の配付資料を確認】

事務局： 続いて、本協議会の設置目的などについて説明いたします。

協議会設置要綱の第1条にあるとおり、本委員会は、道路運送法及び道路運送法施行規則に基づき、自家用有償運送の必要性や旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するために設置しております。具体的な協議内容につきましては、議事の中で後程説明させていただきたいと思います。

また第6条では、議事は協議会総意での決定となっておりますが、これが原則であります。協議が整わない場合は過半数で決することとされております。

また、本協議会の議事内容ですが、各種審議会などの議事録は、江別市のホームページ上で公開することとなっております。本協議会においても同様の取扱いとさせていただきますことをご了解いただきたいと思います。

なお、議事録は発言の趣旨を保った上で要約し公開致します。

(3) 会長・副会長の選出

事務局： 続きまして、会議の進行について、説明させていただきます。

会長及び副会長が選出されるまで、引き続き事務局が仮議長となって進行させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同： 異議なし。

事務局： 次第5「会長・副会長の選出」について、会長及び副会長の選出につきましては、協議会設置要綱第5条第1項により「委員の互選」となっております。

す。

委員の皆様から、選出の方法についてご意見等ありましたらお願いいたします。

佐保委員： 事務局に案があればお示しいただきたいと思います。

事務局： 事務局案としては、前回副会長の今井委員を会長に、地域住民の代表として前任から引き続きの石田委員が副会長に適任と考えますが、他にご意見はありませんか。

委員一同： ありません。

事務局： ほかにご意見がないようですので、今井委員に会長を、石田委員に副会長をお願いすることでよろしいでしょうか。

委員一同： 異議なし。

事務局： 今井委員、石田委員、ご承諾いただけますでしょうか。

今井委員・石田委員： はい。

事務局： ありがとうございます。

それでは、今井委員を会長に、石田委員を副会長に決定いたしましたので、よろしくをお願いいたします。一言ご挨拶をお願いいたします。

今井会長： この度、会長に推薦していただきました今井と申します。前回に引き続きの委員ということになりますが、皆様の専門的な知識、地域住民の皆様のご見識をいただきながら当協議会がスムーズに進みますよう取りまとめをさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

石田副会長： 大変力不足ですけれども、一生懸命務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。会長及び副会長が就任いたしましたので、要綱に従い、進行は今井会長をお願いいたします。

なお、市長は、他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

事務局： それでは、今井委員に会長席、石田委員に副会長席に移動していただきますので、しばらくお待ち願います。

(会長、副会長長移動)

事務局： それでは、この後は、今井会長に議事を進めていただくこととなります。よろしくをお願いいたします。

(4) 議事

今井会長： 議事に入ります。申請法人の入室をお願いします。

(事務局の案内により申請法人入室)

今井会長： 次第6「議事等」の福祉有償運送の協議のポイントについて事務局から説明をお願いします。

事務局： 本日は、委員改選後初めての協議会となりますので、要点をご説明させていただきます。

【事務局から協議のポイントについて説明】

今井会長： 運輸支局の中山委員から補足説明等あれば、お願いします。

中山委員： 対価についてですが、概ね半分というのは目安となりますのでご注意願います。半額でなければならぬわけではありませんので、超過していても協議が調えば問題ないということになります。

今井会長： 今の説明について、質問・意見等はありませんか。

委員一同： ありません。

今井会長： それでは、新規登録申請に係る協議について事務局から説明をお願い致します。

事務局： それでは、事務局から新規登録申請に係る協議資料について、事前に送付させていただいた資料をもとにご説明させていただきます。

【事務局から事前配布資料に基づき説明】

今井会長： 今の説明について、申請法人から事業実施に関する補足説明等はありませんか。

長井学園： 当事業所は、主に江別市内在住の障がいのある方への訪問系の居宅介護や、外出、通院などの移動に係る支援をしている事業所です。支援をしている方々の中には、行動障がいのある重度の知的障がいをお持ちの方が多くいらっしゃいます。そのため、公共交通機関を利用し外出することが困難であることはもちろん、視覚や聴覚過敏により、多くの人が集まる場所にいると精神状態が不安定になる利用者もいることから、直接ヘルパーが支援をしながら運転し、移動のお手伝いができる方法として本事業の申請に至りました。

現在は、1名の利用希望者に対し、1名の運転者と4台の車両による運用を考えております。この4台の車両による運用についての理由が3点ございます。まず運行前点検で発覚した車両故障時における代替車両として使用することがあります。次に、使用する4台の車両は、福祉有償運送サービス以外の福祉サービスに使用することもありますので、利用が重なった場合の車両確保を目的としています。最後に、今後の展望といたしまして、有償運送サービス利用者と運転者増員による事業規模の拡大を想定していること。この3点が、4台での車両運用の理由とさせていただきます。

今井会長： 今の説明について、委員の皆様から質問・意見はありませんか。

中山委員： 申請内容を見せていただいて、若干誤解されている部分があるかと思ひ説明させていただきます。まず、路線と区域の記載についてですが、福祉有償運送は基本的に区域なので、路線の記載は必要ありません。これは交通空白地域有償運送と様式を兼ねているものですから、交通空白地域有償運送の場合は路線で行いますので、どちらでも使えるようにこの様式になっております。さらに、車両の区分についてですが、所有か持込かという区分は、利用者が使用権限を許している車なのか、ボランティアで持ち込まれた車なのかということだけになります。ですから、車検証上の所有者又は使用者という概念ではありません。したがって、今回の場合はすべて所有車両となり、そ

のうち2台が軽自動車という形になります。合わせまして、使用の契約書が添付されていますが、車検証の写しに実施法人名があれば使用権限を有していることとなります。また、運転者の方の記録証明書が少し前のものなので、現在も行政処分はないということでしょうか。申請に際しては、概ね1ヶ月前のものを添付していただく必要があります。

なお、運転者が1名になっていますが、利用の申出があったときに、その方が何らかの都合により運行できない状況にあった場合、どのように対応される予定なのかについて法人の方にお答えいただければと思います。

長井学園： 現在は1名の利用者のみと契約することになっていますが、その方は障がいの特性から、その運転者以外の者の支援を受けることができない状況にあります。よって、そういった事情があるときには、利用をお断りせざるをえないと考えております。

中山委員： 支援者が限定される状況にある方ということでしょうか。

長井学園： そういうこととなります。

中山委員： わかりました。もう一つ確認したいのですが、車両が4台あり、今後事業を拡大する予定もあるとのことですが、登録車両が5台以上になると、運行管理責任者の方は、基礎講習を受けるか、安全運転管理者の届出により資格を有する必要があるのですが、現在はそういった資格をお持ちでしょうか。

長井学園： 現在は所持しておりません。

中山委員： 小型車でも登録車両が5台になると資格が義務付けられます。現在は不要ですが、今後事業展開によっては、運行会社の基礎講習を受講する等、資格要件をもう一度精査したうえで、ぜひご検討いただければと思います。私からは以上です。

今井会長： では、他の委員の皆様からご意見、ご質問あればお願い致します。

山崎委員： 事前に資料をいただき、事務局に確認した内容もありますが、それ以外に確認させていただきたいことがあります。自動車の運行管理体制等については、事故発生時の連絡体制について、事故対応の責任者は誰になるのでしょうか。

長井学園： 事故対応責任者は、運行管理責任者を兼ねている野沢です。

山崎委員： わかりました。今までに事故等があって対応したことはあるのでしょうか。

長井学園： 幸い、人身事故を含む重大な事故は起こしていません。事故が起きたときは、責任者も必要に応じて現場に行き、対応することを想定しています。

山崎委員： 私どもはタクシー会社ですから、もしそのような事故があった場合には、必ず相手方にも連絡をします。利用者のご家族にも連絡をします。事故対応は、全て保険会社に任せてしまうようなことがないようにしていただきたいと思います。以上です。

佐保委員： 私からもよろしいでしょうか。福祉有償運送を利用できる利用者の範囲はどのようになっているのでしょうか。先ほどの事務局の説明では、要介護、要支援の認定を受けている方、障がいをお持ちの方が対象ということになる

のでしょうか。

それともう一つ。今回の場合、運送中は運転者が利用者の支援者も兼ねることになると理解しているのですが、運転しながら利用者の支援もするとなると、安全運転の観点から問題はないのでしょうか。事務局か法人の方かどちらからご回答いただくのが適切なのでしょうか。

事務局： まず一点目のご質問につきましては、事務局からご説明をさせていただきたいと思います。福祉有償運送では、旅客の範囲が4区分に定められています。まず一つは、身体障がいをお持ちの方。次に介護保険の要介護認定を受けている方。また、介護保険の要支援認定を受けている方。最後にその他の肢体不自由ですとか、内部障がい、知的障がい、精神障がいなどのその他の障がいをお持ちの方になります。今回の申請につきましては、この四つ目の知的障がいのある方を運送したいという申請内容でございます。以上です。

長井学園： 法人から二点目の支援者が運転者を兼ねることに関しましては、本来は運転者と支援者は別であることが望ましいと考えています。しかしながら、今回対象となる方は、その支援者がいれば落ち着いて乗車することが可能となり、間接的な支援でも問題はありません。よって、現在は大きな問題は想定していません。しかしながら、今後の事業拡大も含め、一人で乗車することが困難で、別の支援者の同乗も必要な場合は、柔軟に対応したいと考えております。

佐保委員： 障がいの特性によっては、言葉の支援だけでは落ち着けず、不安定な状況になってしまうこともあり、対応としては不十分な面もあるかと思いますがいかがでしょうか。

長井学園： その方の特性によっては、支援者が運転者を兼ねていては対応が不十分になることも考えられます。その場合は、必要に応じて停車し、直接支援することで運転に影響がでないようにしたいと思います。

佐保委員： 中山委員にお伺いしたいのですが、今の点について規定等はないのでしょうか。

中山委員： 現在議論されている点については、運行される社会福祉法人が専門家なので、各事業者の中で整備されるものと考えています。安全に十分配慮していただいたうえで、適切に運行していただければと思います。

また、先ほどの事務局の説明に加えまして、4区分の全てに対して単独で公共交通機関等の利用ができない方というのが要件になります。障がいをお持ちという理由のみでは、福祉有償運送は利用できないということをご理解いただきたいと思います。

今井会長： 佐保委員、よろしいですか。

佐保委員： はい。

今井会長： その他、いかがでしょうか。

鈴木委員： 私から申請法人にお願いがあります。1台の登録車両の車検有効期間が、平成29年3月1日までとなっております。対して、車両保険はその一週間前

に有効期間が終了することになっています。保険会社から必ず更新案内があると思いますが、保険の有効期間が切れて運行することのないようにご注意ください。以上です。

今井会長： その他、いかがでしょうか。

三好委員： 私も事前に資料は読ませていただきましたが、一点だけ確認させていただきます。運行管理体制における乗務前の点呼と送迎後の点呼についてです。資料には確認事項として疲労、疾病、飲酒と書かれていますが、私どもはタクシー業者ですので、飲酒については、重要に考えています。そこでタクシー会社では、出庫前と帰庫後に機械を使ってアルコール検知を行うのですが、対面点呼による確認は想定しているのでしょうか。

長井学園： 点呼は、対面点呼のみを考えていました。しかしながら、今のご指摘から機械によるアルコール検知も必要と感じますので、今後検討させていただきたいと思います。

今井会長： その他、委員の皆様いかがでしょうか。

委員一同： 特にありません。

今井会長： では、私から一点確認させていただきます。資料中に事故発生時の連絡体制について記載があります。法人からの補足説明の中に将来的な展望として、利用者の増員を考えていきたいというお話があったと思いますが、事故発生時対応として運転者から警察への連絡と事故対応責任者への連絡と示されています。例えば、負傷者がいた場合には、119番通報も非常に重要になると思われま。記載方法は詳細には分かりかねますが、これを加えることで将来的に多くの方が対応を必要とするときに、より明確になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

長井学園： まったくその通りでございます。ご指摘ありがとうございます。

三好委員： 私から補足させていただきますと、事故発生時については、負傷者がいれば、救護措置が第一です。今回示された図でいくと、物損事故と人身事故というような場合分けをしたうえで記載する必要があるかと思ひます。

山崎委員： 私からもよろしいでしょうか。実際に事故が起きた場合に、運転手が警察に連絡して、事故対応責任者にも連絡してというのは難しいと思ひます。タクシー会社の場合は、会社に連絡がきたら会社から警察に連絡します。三好委員のご指摘のとおり、物損事故なのか、人身事故なのか、またはその度合いによっても対応は変わります。万が一事故が起きた場合にどのように対応するかということは、常日頃から意識し、検討していただければと思ひます。

中山委員： この点について私から補足させていただきます。福祉有償運送の申請については、体制の概要を記載していただいているものであり、事故処理マニュアルは、的確に整理していただき、詳細な連絡体制等について記載していただくこととなります。必要なマニュアルを定めていただひて、社内教育を徹底していただければいいと思ひます。タクシー事業者の方々は、それを常日頃から行っています。申請法人としては、そういったことをご理解いただひ

て、社内教育に活用していただければと思います。

長井学園： ご指摘ありがとうございます。

今井会長： その他、委員の皆様からございませんか。

委員一同： 特にありません。

今井会長： それでは、審議に移りたいと思います。申請法人は、恐れ入りますが、退席のうえお待ちください。

(申請法人退席)

今井会長： 審議に入りたいと思います。審議の内容は三点あります。一つ目は、福祉有償運送が必要か否かという点です。二つ目は、運転者の要件及び安全管理体制が整っているか否かという点です。三つ目は、旅客から受け取る対価が適正か否かについてです。これらの観点から審議していただき、結果、合意するか、条件付き合意とするか、あるいは合意しないか、継続審議とするか、結果を出したいと思います。

委員の皆様から出された意見の多くは、申請法人に対する助言が中心であったかのように私は受け止めたのですが、これは少し問題ではないか、これは結果を伝えるときに、法人に明確に伝えたほうがいいのではないか等、思われる点がおありでしたら、委員の皆様から意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員： 特に問題はないと考え、承認すべきだと思います。

今井会長： 他の委員の方々は、いかがでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

今井会長： それでは、結果については特に問題なく合意とする。ただし、この議事の中で出てきたいくつかの助言については、法人内で検討をお願いしたいということをし添えます。また、申請法人は新規登録になりますので有効期間は2年間ということになります。以上を申請法人の方に伝えたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

今井会長： それでは、申請法人に入室していただきます。

(申請法人入室)

今井会長： それでは、審議の結果をお伝え致します。審議内容は、福祉有償運送が必要か否かという点。運転者の要件及び安全管理体制が整っているか否かという点。旅客から受け取る対価が適正か否かという三点について協議を致しました。

その結果、特に問題なく合意するという結果ができましたので、お伝え致します。ただし、議事の中で委員の方々から助言に相当する内容の発言があったと思われるので、これは後に法人内でしっかりと検討していただくようお願い致します。

以上となります。後日、事務局から書類の送付がありますのでよろしくお願ひします。では、申請法人は退室願ひします。

(申請法人退室)

(5) その他

今井会長： 次第7「その他」について、委員の皆様から何かありませんか。

山崎委員： 事務局に伺いたいのですが、福祉有償運送に登録している事業者の中で、利用者が増えたという連絡があったことはあるのでしょうか。

事務局： いえ、特段ございません。

山崎委員： 今回、仮に一人利用者が増えた場合については、事務局に連絡がくると考えてよろしいでしょうか。

事務局： 登録内容に変更があれば、運輸支局及び事務局に申請等があると思います。それに伴い協議会を開く必要がある変更かどうかについては、ガイドラインに基づいて判断させていただくことになりますので、ご了解願います。

今井会長： では、事務局からその他何かありませんか。

事務局： 本日はご協議ありがとうございました。協議内容は、議事録を作成し、ホームページに掲載することになります。ホームページ掲載前に皆様にご連絡差し上げたいと思います。話した内容について異なる点や不足等があれば、ご連絡いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

また、今後の予定についてですが、新規登録申請がなければ、平成29年6月に登録更新が必要な事業所が3件、9月に登録更新が必要な事業所が1件あります。日程が近づきましたら、協議会開催のための日程調整等のご案内を差し上げます。

なお、本日の協議会資料は事務局で回収させていただきますので、机の上に置いたままお帰りくださいますようお願いいたします。以上です。

(6) 閉会

今井会長： その他特になければ、これで第1回江別市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。